

中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	山田 八千子		
NAME	Yachiko Yamada		

1. 研究課題

（和文）法多元主義の多層的構造と法の支配

（英文）The Multi-Layered Realm of Pluralism and Rule of Law

2. 研究期間

2年間（2020年度および2021年度）

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）本研究は、グローバルな法多元主義および共同体的法多元主義という多層的なタイプの法多元主義が議論されつつある近時の状況を踏まえて、国家法のみならず非国家法に着目する法多元主義について、法哲学の見地から検討することを目的とするものである。研究計画・内容は、非国家法がどのように機能しているのかにつき、文献、ウェブサイト上の情報を収集し、主としてリバタリアニズムの立場から分析・検討をすることで、非国家法の位置づけを明らかにしたり、相性がよいと考えられているリバタリアニズム（市場を尊重し経済的自由を含むすべての自由を最も重視する立場）と非国家法との関係について新たな知見を得たり、することである。

研究成果は、後述のように発表する予定であるが、少なくとも、以下の2点の新しい知見が得られたことにある。第1点目は、自生的秩序と私的規範生成のあり方について、一見すると法多元主義は、リバタリアニズムと相性がよいようであるが、中世と異なり、現実の非国家法のすくなからずの部分は実は国家が主体ではないが国家と比する大きな設計主義的に作成されていることを前提にすれば、リバタリアニズムとの関係は慎重に対処されるべきである。第2点目は、非国家法の設計においては国家を超える専門家集団（例えば法律家など）の復権という側面を有する一方、特定の国家が設計の背後にいる場合にはむしろ分散的な秩序とは親和性が低く、こうした近代の国家主権確立後の非国家法については、法の支配の見地から、非国家法も国家法同様、保障枠組が提唱される必要があるということであり、この点でも法曹の役割は重要である。

（英文）The purpose of this research is to examine the relationship between multi-layered Realm legal pluralism and rule of law from perspective of legal philosophy, especially Libertarianism. On the research I would indicate as follows. Although legal pluralism or non-state law seems to be compatible with Libertarianism, there would be conflict between them. We should deliberately examine non-state law from the point of “rule of law” as well as state law.